

職員就業規則 新旧対照表

変更前規則	変更後規則
<p>第1章 総 則</p> <p>第2条 (賃金の構成)</p> <p>賃金の構成は次の通りとする。</p> <p>(1) 基本給、基本調整給</p> <p>(2) 諸手当(役職手当、資格手当、皆勤手当、業務手当、処遇改善手当、特定処遇改善手当、送迎手当、夜勤手当、家族手当、通勤手当)</p> <p>(3) 割増賃金(時間外労働割増賃金・深夜労働割増賃金)</p> <p>第3章 諸 手 当</p> <p>第11条 (時間外労働割増賃金、深夜労働割増賃金、休日労働割増賃金)</p> <p>(1) 所定就業時間を超えまたは休日に労働した場合には時間外労働割増賃金または、休日労働割増賃金を、深夜(22時～5時までの間)において勤務した場合には深夜労働割増賃金を、それぞれ支給する。</p> <p>時間外労働割増賃金</p> <p>基本給+調整+資格+役職+皆勤/月所定労働時間×1.25×時間外労働時間</p> <p>休日労働割増賃金</p> <p>基本給+調整+資格+役職+皆勤/月所定労働時間×1.35×時間外労働時間</p> <p>深夜労働割増賃金</p> <p>基本給+調整+資格+役職+皆勤/月所定労働時間×1.50×時間外労働時間</p> <p>第19条 (処遇改善手当)</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算による介護報酬が支給された場合、当該加算に係る賃金改善として、処遇改善手当を支給する。なお、処遇改善手当金の対象者は、介護職に従事する正社員及びパート(被用者保険加入)社員とし、額については、当該加算に係る計画を勘案してその都度決定する。</p> <p>(2) 前項の手当はその月の所定労働時間を上限に支給する。なお、時間外労働の単価には反映しないものとする。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第2条 (賃金の構成)</p> <p>賃金の構成は次の通りとする。</p> <p>(1) 基本給、基本調整給</p> <p>(2) 諸手当(役職手当、資格手当、皆勤手当、業務手当、処遇改善手当、特定処遇改善手当、送迎手当、レク手当、交代手当、夜勤手当、家族手当、通勤手当)</p> <p>(3) 割増賃金(時間外労働割増賃金・深夜労働割増賃金)</p> <p>第3章 諸 手 当</p> <p>第11条 (時間外労働割増賃金、深夜労働割増賃金、休日労働割増賃金)</p> <p>(1) 所定就業時間を超えまたは休日に労働した場合には時間外労働割増賃金または、休日労働割増賃金を、深夜(22時～5時までの間)において勤務した場合には深夜労働割増賃金を、それぞれ支給する。</p> <p>時間外労働割増賃金</p> <p>基本給+調整+資格+役職+皆勤/年平均月間労働時間×1.25×時間外労働時間</p> <p>休日労働割増賃金</p> <p>基本給+調整+資格+役職+皆勤/年平均月間労働時間×1.35×時間外労働時間</p> <p>深夜労働割増賃金</p> <p>基本給+調整+資格+役職+皆勤/年平均月間労働時間×1.50×時間外労働時間</p> <p>第19条 (処遇改善手当)</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算による介護報酬が支給された場合、当該加算に係る賃金改善として、処遇改善手当を支給する。なお、処遇改善手当金の対象者は、介護職に従事する正社員及びパート(被用者保険加入)社員とし、額については、当該加算に係る計画を勘案してその都度決定する。</p> <p><del>(2) 前項の手当はその月の所定労働時間を上限に支給する。なお、時間外労働の単価には反映しないものとする。</del></p>



<p>とする。</p> <p>第20条 (特定処遇改善手当)</p> <p>(1) 特定介護職員処遇改善加算による介護報酬が支給された場合、当該加算に係る賃金改善として、特定処遇改善手当を支給する。なお、特定処遇改善手当金の対象者は、介護職に従事する正社員及びパート(被用者保険加入)社員とし、額については、当該加算に係る計画を勘案してその都度決定する。</p> <p>(2) 前項の手当はその月の所定労働時間を上限に支給する。なお、時間外労働の単価には反映しないものとする。</p> <p>第22条 (処遇改善補助手当)</p> <p>(1) 介護職員処遇改善補助金が支給された場合、当該補助金に係る賃金改善として、処遇改善補助(処改補)手当を支給する。なお、処遇改善補助(処改補)手当の対象者は、介護事業所に従事する正社員及びパート(所得制限のない)社員とし、額については、当該補助に係る計画を勘案してその都度決定する。</p> <p>(2) 前項の手当は、時間外労働の単価には反映しないものとする。</p>	<p>とする</p> <p>第20条 (特定処遇改善手当)</p> <p>(1) 特定介護職員処遇改善加算による介護報酬が支給された場合、当該加算に係る賃金改善として、特定処遇改善手当を支給する。なお、特定処遇改善手当金の対象者は、介護職に従事する正社員及びパート(被用者保険加入)社員とし、額については、当該加算に係る計画を勘案してその都度決定する。</p> <p><del>(2) 前項の手当はその月の所定労働時間を上限に支給する。なお、時間外労働の単価には反映しないものとする。</del></p> <p>第22条 (処遇改善補助手当)</p> <p>(1) 介護職員処遇改善補助金が支給された場合、当該補助金に係る賃金改善として、処遇改善補助(処改補)手当を支給する。なお、処遇改善補助(処改補)手当の対象者は、介護事業所に従事する正社員及びパート(所得制限のない)社員とし、額については、当該補助に係る計画を勘案してその都度決定する。</p> <p><del>(2) 前項の手当は、時間外労働の単価には反映しないものとする。</del></p> <p>第23条 (レク手当)</p> <p>(1) 通所事業所に勤務し、レクリエーション(参加自由)に参加する職員に支給する。</p> <p>(2) 前項の手当はレクリエーション参加で発生する所定時間外手当の一部に充当し、実際の時間外労働がその時間以上である場合は、超過分について別途支給する。</p> <p>第24条 (交代手当)</p> <p>(1) 施設系介護事業所に勤務し、夜勤(交代勤務)をする職員に支給する。</p> <p>(2) 前項の手当は第18条同様に、夜勤等で発生する深夜割増手当に充当します。</p> <p>第4章 賞 与</p> <p>第25条 (賞 与)</p> <p>第26条 (支給対象者)</p> <p>第27条 (算定審査事項)</p>
--	---